令和７年（フ）第２７号
三重県南牟婁郡紀宝町成川417番地17、前住所三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿440番地４
破産者　橋本　　唯
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第１号
三重県尾鷲市新田町３番12号
破産者　掃詰　博文
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第２号
三重県尾鷲市新田町３番12号
破産者　掃詰ひろ子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第５３号
兵庫県明石市二見町西二見889番地の１―202号
破産者　株式会社ＢＥ－ＯＮＥ
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第１５５号
鳥取県鳥取市末広温泉町352
破産者　株式会社ＭＯＴＨＥＲ
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９６号
青森県八戸市大字鮫町字住吉町７番地
破産者　株式会社中村漁業部
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第３６０号
東京都東村山市多摩湖町１丁目23番地多摩湖町１丁目アパート１―204
破産者　佐々木　竜
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０３５号
東京都八王子市横川町104番地
破産者　田所　　透
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１４９号
大阪府岸和田市岡山町810番地の57
破産者　山田　和海
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１２号
岩手県二戸市金田一字小林38番地
破産者　川村　清美
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第１１号
宮城県登米市登米町寺池目子待井107番地２ウエストヴィラＢ101号
破産者　男澤　拓磨
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第６６号
栃木県小山市大字羽川809番地16　わおんタイヨー３号館201号室、前住所栃木県栃木市箱森町24番40―１号
破産者　所　　雅治
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３２号
名古屋市西区笠取町４丁目40　コーポＫｅｉ102、開始決定時の住所福井市大和田町第53号１番地
破産者　髙田孝次郎
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３２号
福井県あわら市布目第32号50番地
破産者　アセゾネこと　近藤　孝行
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３６号
福井市下江守町第９号10番地23
破産者　戸波　和也
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４４号
福井市河合寄安町604番地　森田東団地３号館219号
破産者　山本　達雄
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３１４号
神戸市西区南別府１丁目１番地の５　サンシャ２　503号
破産者　田上　絵理
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市日高町江原24番地
破産者　西村　洋子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和７年（フ）第４１６号
奈良市法華寺町852番地
破産者　イ・プンイこと中西賢美こと　ＰＡＲＫ　ＨＹＵＮＭＩ　朴　　賢美
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３１号
奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台一丁目３番地の５　セピアコート101号
破産者　谷　　直延
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係